

【入札時の条件等】

建設工事

入札保証金	免除 但し、落札者が落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内(発注機関の承認を受け延長した場合はその期間)に契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を納付 詳細は「静岡県建設工事等競争契約入札心得」を参照
契約保証金	納付 (但し、請負代金が3百万円未満の場合は免除) 請負者契約の締結と同時に契約保証金、有価証券、金融機関や保証事業会の保証などを付さなければならない。 詳細は「静岡県建設工事執行規則第12条」を参照
前払い金	請負代金が2百万円以上の場合、請負代金の4/10以内(要公共工事の前払金保証事業に関する保証) このほかに2/10以内の中間前払金あり(要保証) 詳細は「静岡県建設工事執行規則第42条～第44条」を参照
部分払	請負代金、百万円以上2千万円未満2回 2千万円以上5千万円未満3回 5千万円以上4回 詳細は「静岡県建設工事執行規則第45条」を参照
最低制限価格と低入札調査基準価格	最低制限価格は設計額5千万未満の場合設定し、入札価格が最低制限価格を下回った場合、自動的に失格となる。 低入札調査基準価格は設計額5千万円以上の場合設定し、入札価格が基準価格を下回った場合、適正な履行が可能かを調査する。 詳細は「低入札価格調査制度による調査実施要領」参照
入札価格内訳書(工事費内訳書ともいう)	入札の場合は必ず添付 入札書の付属書類であり、不備や未提出の場合、入札を無効とする。 詳細は「入札価格(工事費)内訳書の取り扱いについて」を参照
入札心得書	「静岡県建設工事等競争契約入札心得」を適用

委託

入札保証金	免除 但し、落札者が落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内(発注機関の承認を受け延長した場合はその期間)に契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を納付 詳細は「静岡県建設工事等入札心得」を参照
前払い金	請負代金が2百万円以上の場合、請負代金の3/10以内(要公共工事の前払金保証事業に関する保証) 詳細は「静岡県業務委託契約約款第34条～第36条」を参照
入札心得書	「静岡県建設工事等競争契約入札心得」を適用

規則、入札心得書等の掲載場所

当ホームページ【建設業のひろば】 【入札・契約】 【静岡県の入札契約制度】

静岡県建設工事執行規則	【契約に関する規則等】
静岡県建設工事等競争契約入札心得	【入札に関する要領等】
静岡県公共事業電子入札運用基準等	
入札価格(工事費)内訳書の取り扱いについて	
低入札価格調査制度による調査実施要領	【低入札調査関係】